第7期小千谷市障がい福祉計画 第3期小千谷市障がい児福祉計画

[令和6年度~令和8年度]

令和6年3月 **小千谷市**

はじめに

本市では、平成 19(2007)年 3 月に「第 1 期小千谷市障がい福祉計画」を策定後、3年ごとに計画の見直しを重ね、平成 30(2018)年 3 月には「第 5 期小千谷市障がい福祉計画」と「第 1 期小千谷市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、計画的な障がい福祉サービスの提供など障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの特性に応じた多様なニーズなどを背景として課題が複雑化・複合化してきています。また、親亡き後を見据えた様々な分野との包括的な支援体制の構築等の必要性が高まっているとともに、お互いを尊重し合い、共に支えあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、各自治体において着実に進めていくべき重要な施策となっています。

前期計画策定以降の国の動向としましては、障がい者に対する「合理的配慮」を 民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、障がい者による情報の取 得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法」及び障がい者の地域生活の支援体制の充実、多 様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者 総合支援法」の施行がされたところです。

このような背景や動向を踏まえ、本市ではこのたび「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。「互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち」を基本理念として7つの成果目標を掲げることで、必要なサービスの提供体制の確保など障がい福祉施策・事業を総合的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました小千谷市地域 自立支援協議会の皆様をはじめ関係機関の皆様に心より感謝申し上げるととも に、本計画の実現のため、なお一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上 げます。

令和6年3月

目 次

第1章	計画策定にあたって
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・2
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4	計画とSDGs・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	計画の基本的な考え方
1	計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	計画の基本的な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	計画の成果目標
第	1節 第6期障がい福祉計画における目標達成状況 · · · 10
	2節 第2期障がい児福祉計画における目標達成状況・・ 17
	3節 本計画における成果目標・・・・・・・・・ 18
第4章	活動指標(サービス見込量とその確保策)
第	1節 障がい福祉サービス ・・・・・・・・・ 28
第2	2節 障がい児福祉サービス ········40
第:	3節 発達障がい者等に対する支援 ・・・・・・・ 44
第4	4節 地域生活支援事業 ・・・・・・・・・・・ 46
第5章	計画の推進
1	計画の進捗管理 · · · · · · · · · · · · · · · 56
2	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 56
く資料編	
/J\ -	千谷市地域自立支援協議会
-	(1)設置要綱 · · · · · · · · · · · 58
	(2)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

<障がい福祉計画>

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である障がい福祉計画を定めることが義務付けられました。

その後、障害者自立支援法は改正され、現在は「障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)において策定 が義務付けられています。

「第7期小千谷市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針*に即し、「障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」が地域の実情を踏まえて計画的に提供できるよう目標を設定するとともに、サービス需要を見込み、その確保のための方策を定めるものです。

<障がい児福祉計画>

「児童福祉法」において、障がい福祉計画と同様に国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」が地域の実情を踏まえて計画的に提供できるよう数値目標を設定するとともに、サービス需要を見込み、その確保のための方策を定めるものです。

※基本指針とは 名称を「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号・最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)といい、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「小千谷市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「小千谷市障がい児福祉計画」を一体として策定するものです。

また、新潟県障害福祉計画との整合性や、小千谷市総合計画及び同計画の個別部門計画に位置付けられた小千谷市障がい者計画と整合性を図っています。

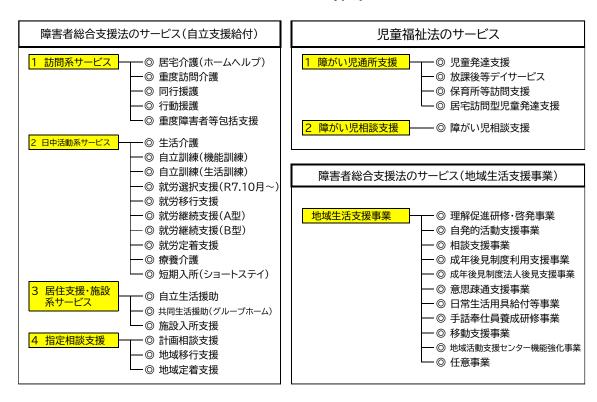
3 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、計画期間中において本計画内容に大きく影響する法令改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合	計画	第五次計画(28年度~7年度)					
	基本計画	後期					
福祉	:分野 行政計画						
	障がい福祉計画	第6期 第7期					
	障がい児福祉計画	第2期 第3期					
	障がい者計画	4年度~8年度					
	子ども・子育て支援事業計画		第2	:期		第3	期
	高齢者福祉計画·介護保険事 業計画		第8期			第9期	

≪サービスの体系≫



4 計画とSDGs

本市では、「SDGs※」の示す理念が、第五次小千谷市総合計画における基本目標と各施策に深く関わっていることから、各分野の施策とSDGsの目標の関連性を示すことで、市民や企業、団体等へ発信し、ともに協力しながら持続可能なまちづくりを行い、SDGsの達成につなげていくこととしています。

本計画は、障がい福祉施策・事業を総合的に推進するための計画であり、SDGsにおいて特に関連が大きい「質の高い教育をみんなに」、「働きがいも経済成長も」、「人や国の不平等をなくそう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の各理念に沿って推進していきます。

SUSTAINABLE GALS









%SDGs(TAディージーズ): [Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)] の略称であり、2015 年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の 17 の目標

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

小千谷市障がい者計画(令和4年3月策定)で定めた基本理念を本計画でも基本理念として 掲げ、国の定める基本的な指針に基づき取り組みます。

基本理念

互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち

2 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法や児童福祉法の理念、国の定める基本的な指針に基づき、次に掲げる点に配慮します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としたサービス等の提供体制の整備が必要です。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい種別にとらわれない総合的なサービスの充実を図るとともに、高次脳機能障がい者・発達障がい者・難病患者などが、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることの周知を図る必要があります。

(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制が必要です。また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等の整備とともに、相談支援を中心として、

学校からの卒業や就職等生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した 支援が必要です。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現には行政だけでなく、地域住民の協力が不可欠です。地域住民が主体的に 地域づくりに参加しやすい仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組 むとともに、地域特性を踏まえながら、包括的な支援体制の構築が求められています。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を 図るとともに、障がい児のライフステージに沿った、切れ目の無い支援を提供する体制の構築が 求められています。

また、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進、 及び医療的ケア児が支援を円滑に受けられるよう、関係分野が協働する包括的な支援体制の構 築が求められています。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組んでいくことが求められます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備な ど、多様なニーズを踏まえ、障がい者の社会参加を促進していくことが重要です。

3 計画の基本的な考え方

基本理念 『互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち』



- ・障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援の提供体制を確保します。
- ・地域生活支援事業の推進を図ります。
- ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に努めます。

	訪問系サービスの充実
■障がい福祉サービスの提供体制の確保	日中活動系サービスの充実
	居住系サービスの充実
■障がい児支援の提供体制の確保	
■相談支援体制の充実	
	必須事業の推進
■地域生活支援事業の推進 	任意事業の推進



成果目標

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3章 計画の成果目標

第1節 第6期障がい福祉計画における 目標達成状況

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の目標(令和5年度末)]

- ■施設入所者数 : 令和元年度末時点の2%以上を削減
- ■地域生活移行者数:令和元年度末施設入所者数の 9%以上
 - ※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【第6期計画の取組状況】

	基準値		目標値		
項目	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 5年度
施設入所者数	46人	40人	50人	53人	45人
地域生活移行者数	1	0人	0人	0人	1人

点検·評価

第6期計画期間における施設入所者数は、本人の高齢化に伴い高齢者施設へ移行となったケースなどもありましたが、本人の身体状況の変化や家族の高齢化等により新たに施設入所につながったケースが多くありました。令和5年度末時点は53人となる見込みで、基準年度の令和元年度と比較して7名増となり、施設入所者数及び地域生活移行者数については目標の達成には至らない見込みです。

当市における施設入所者について、支援の度合いが高い人の入所が多く、地域生活への移行を進めることが難しい状況ですが、入所施設、相談支援事業所、基幹相談支援センター、医療機関、中越圏域の地域生活支援センターなどと連携しながら、地域への移行を含め、本人及び家族の意向に寄り添って支援をしていく必要があります。

また、地域で安心して生活できる居住・日中活動の場や支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があります。

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム の構築

[国の基本指針(活動指標)]

- ■保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数を設定
- ■保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定
- ■保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定

【第6期計画の取組状況】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健・医療・福祉関係者による協議	目標	3回	3回	3回
の場の開催回数	実績	3回	3回	3回
保健・医療・福祉関係者による協議	目標	25人	25人	25人
の場の参加人数	実績	26人	26人	26人
保健・医療・福祉関係者による協議	目標	1回	1回	1回
の場における評価の実施回数	実績	10	1回	1回
	目標	0人	0人	0人
精神障がい者の地域移行支援 	実績	0人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	目標	0人	0人	0人
相仲障がい省の地域に有文版	実績	0人	0人	0人
** 特別をおいきの共同生活採用	目標	16人	17人	18人
精神障がい者の共同生活援助 	実績	22人	25人	27人
精神障がい者の自立生活援助	目標	0人	0人	0人
付打ドログログエグログリ	実績	0人	0人	0人

点検·評価

令和2年度より開催している「精神障がい地域包括ケア連絡会」を年3回開催し、保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した包括ケアシステムや精神障がいに関する意見交換・認識共有などを行いました。

精神障がい者の地域移行支援について、令和4年度に長期入院患者1人が利用を開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設見学等が進まず令和4年度中の移行には至りませんでしたが、令和5年度に高齢者施設への入所につながりました。

引き続き、協議の場を活用して医療機関などの関係機関との連携や支援者の研修等を通じて事業の推進を図る必要があります。

成果目標 3 地域生活支援拠点が有する機能の充実

[国の目標(令和5年度末)]

■各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【第6期計画の取組状況】

2:1 : : : : : : : : : : : : : : : : : :		
項目	目標	実績
令和5年度末時点での地域生活支援拠点等の確保	整備済	整備済
地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討 の実施	年1回	年1回

点検·評価

令和3年度から地域生活支援拠点事業を実施しています。当市では、緊急対応が危惧されるような対象者を事前に把握し拠点等台帳に登録することで、緊急時には、各機能を持つ複数の事業所が連携して対応する「面的整備型」としての整備となり、緊急時に備えた対応方針の決定と施設の見学や体験等を進め、令和5年12月現在、対象者として4名の登録となっています。

地域生活支援拠点の検証及び検討の場として、自立支援協議会相談部会の場を活用 し、対象者の状況把握や対象者の情報共有などを行っています。

これまで、緊急対応が必要となる事案はありませんでしたが、今後も関係機関等と連携し、新規対象者の把握に努める必要があります。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

[国の目標(令和5年度)]

- ■一般就労への移行者数:令和元年度実績の1.27倍以上
 - ・就労移行支援事業者からの移行:1.30倍以上
 - ・就労継続支援 A 型事業からの移行:概ね1.26倍以上
 - ·就労継続支援 B 型事業からの移行:概ね1.23倍以上
 - ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値を設定

【第6期計画の取組状況】

項目		基準値			目標値	
		令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令415年度 (見込み)	令和 5年度
一般就労移行者数		2人	2人	5人	5人	5人
	就労移行支援事業 からの移行	1人	1人	2人	2人	2人
(内数)	就労継続支援 A 型 事業からの移行	0人	1人	1人	1人	1人
	就労継続支援 B 型 事業からの移行	1人	0人	2人	2人	2人

点検·評価

就労移行支援事業から一般就労へと移行になった利用者の実績は、令和4年度は2人、令和5年度も2人となる見込みであり、目標を達成しました。

市内には就労継続支援A型事業所はありませんが、市外の事業所を利用し、その後一般就労に移行した利用者の実績は令和4年度は1人、令和5年度も1人となる見込みであり、目標を達成しました。

就労継続支援 B 型事業所から一般就労へ移行となった利用者の実績は、令和4年度 2人、令和5年度も2人となる見込みであり、目標を達成しました。

令和3年度に新規の就労継続支援 B 型事業所が市内に開設となったことで、市内の事業所が5箇所となり、より本人の適性に合わせた事業所選択の幅が広がりました。

事業所や関係機関が連携し、実習先企業の開拓・確保に引き続き務める必要があります。また、障がいへの理解を深める取組を行う必要があります。

- ② 就労定着支援事業の利用者数
- ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

[国の目標(令和5年度)]

- ■就労定着支援事業利用者数:就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者 のうち7割が利用
- ■就労定着率8割以上の事業所数:就労定着支援事業所全体の7割以上
 - ※就労定着率 = 過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就 労定着者数の割合
 - ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値を設定

【第6期計画の取組状況】

	基準値		実績		
項目	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 5年度
就労定着支援事業利用者数	0人	5人	5人	5人	5人
就労定着率8割以上の 事業所の数	O箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1箇所

点検·評価

就労定着支援事業の利用者数は、基準年である令和元年度は利用者がいませんでしたが、第6期計画期間は、毎年度5人と目標を達成しました。本事業の利用により雇用側、利用者側双方に就労後のサポート体制があることで、職場への定着が図られています。

市内に就労定着支援事業所がなく、就労定着率8割以上の事業所の数は0となります。

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

[国の目標(令和5年度)]

■各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【第6期計画の取組状況】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援を実施す	目標	有	有	有
る体制の確保	実績	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等に	目標	480件	490件	500件
よる専門的な指導・助言件数	実績	589件	542件	550件
相談支援事業者の人材育成の支援	目標	30件	35件	40件
件数	実績	32件	34件	34件
相談機関との連携強化の取組の実	目標	70回	75回	80回
施回数	実績	101回	100回	140回

点検·評価

基幹相談支援センターにおいて、令和3年度に1名、令和5年度に1名が相談支援従事者 主任研修を修了し、主任相談支援専門員2名の体制となったことで、総合的・専門的な相談 支援を実施する体制の確保につながりました。

基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うなど、相談支援体制の強化を図りました。

相談支援事業者の人材育成の支援について、新任相談支援専門員研修や基幹相談支援 センター相談員の訪問によるサービス等利用計画の点検・モニタリングの検証などを実施し ました。

各相談機関との連携強化の取組については、複雑多様化するケースに対して様々な相談機関が関わっているケースが多いことから、ケースへの支援や各相談機関の会議への参加など連携強化を図りました。今後も基幹相談支援センターを核として相談支援体制の強化に取り組む必要があります。

成果目標 6 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

[国の目標(令和5年度末)]

■各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築する。

【第6期計画の取組状況】

		目標			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和5年度	
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用の有無と職 員の参加人数	有(1人)	有(1人)	有(2人)	有(2人)	
障がい者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共 有の有無と実施回数	有(1回)	有(1回)	有(1回)	有(1回)	

点検·評価

第6期計画期間中、各年度において県が開催する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用して職員が受講し、障害福祉サービス等に関してスキルアップを図りました。

また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について年に1回、自立支援協議会サービス提供事業部会等を活用して共有し、障害福祉サービスの報酬請求時の留意事項等などについての共通理解を図りました。

今後も研修の活用、審査結果の共有を継続することで、障害福祉サービスの質の向上に努める必要があります。

第2節 第2期障がい児福祉計画における 目標達成状況

成果目標 障がい児支援の提供体制の整備等

[国の目標(令和5年度末)]

- ■児童発達支援センターの設置:各市町村又は圏域に1か所以上
- ■保育所等訪問支援:利用できる体制の構築
- ■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 確保
- ■各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による医療的ケア児等 に関する協議の場を設置
- ■各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
- ※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【第2期計画の取組状況】

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	Oか所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の 確保	0か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサ ービスの確保	Oか所	0か所
医療的ケア児等に関する関係機関等による協議の 場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有

点検·評価

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の提供体制について、利用者のニーズが少ないことや、国の定める設置基準のハードルが高いことなどから、設置にはいたりませんでした。引き続き必要性や支援体制についての検討が必要です。

令和3年度から「医療的ケア児支援連絡会」を設置し、医療的ケア児等に関する協議を行っています。また、令和4年度に、連絡会の構成員1名が医療的ケア児コーディネーターの資格を取得し、配置にいたりました。

第3節 本計画における成果目標

市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針である、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号・最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)に沿って令和8年度を目標年度とした提供体制の確保に係る成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

[国の目標(令和8年度末)]

■施設入所者数: 令和4年度末の5%以上削減

■地域生活移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上

※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【本計画の目標】

	実 績	目標値	
項目	令和4年度 (基準値)	令和8年度	考え方
施設入所者数	50人	54人	令和8年度末時点の入所者数 ※令和4年度末施設入所者の8%増
地域生活移行者数		1人	地域生活に移行する人 ※令和4年度末施設入所者の2%が 移行
		説 明	

当市における施設入所者数及び地域生活移行者数について、入所者の高齢化が進んでおり、 高齢者施設等への移行が見込まれるものの、支援の度合いの高い人が多いことや、入所のニー ズもあることから、地域の実情を踏まえた目標値の設定とします。

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた成果目標は、都道府 県単位で設定されます。本市ではその達成に向け、次の活動指標(令和6~8年度の 見込量)を設定して取り組みを行います。

■活動指標(見込量)

項目	見込み			
块 日 	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の1年間の開催回数	3 回	3 回	ا ا	
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の参加人数	25人	25人	25人	
保健・医療・福祉関係者による協議 の場における評価の実施回数	1 回	1回	1 🛭	
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人	
精神障がい者の共同生活援助	25人	26人	27人	
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人	
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	2人	2人	2人	

確保のための方策

協議の場である「小千谷市いのちとこころの支援連絡会・精神障がい地域包括ケア連絡会」を引き続き年3回開催します。参加人数については保健・福祉・医療の関係者や精神障がい者家族など、25人の参加を目標とします。また、年に1回は、地域の課題とそれに対する支援方法について意見交換と情報共有を行うなど、引き続き協議の場を通じた重層的な連携体制の強化を図ります。

精神障がい者における障がい福祉サービス種別ごとの利用については、令和4年度の実績やその後の新規利用の動向を考慮し設定しました。

成果目標 3 地域生活支援の充実

①地域生活支援の充実

[国の目標(令和8年度末)]

- ■各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連携体制の構築を進める。
- ■年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

【本計画の目標】

項目	目 標	
令和8年度末時点の地域生活支援拠点等	1か所	
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人	
	令和6年度 1回	
年1回以上の検証及び検討の実施	令和7年度 1回	
	令和8年度 1回	

考え方(想定される体制等)

当市では、複数の事業所が連携を行う「面的整備」及び支援対象者の「事前登録制」により地域生活支援拠点を整備済みです。引き続き、年1回の検証・検討を行いながら、緊急対応が危惧される対象者の把握や必要な対応、について関係機関における連携を図ります。また、当市に必要な機能についても引き続き検討を行っていきます。

② 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

[国の目標(令和8年度末)]

■市町村または圏域において、状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【本計画の目標】

項目	目 標		
支援体制の有無	有		

考え方(想定される体制等)

強度行動障がいへの対応については、支援の困難さにより受け入れ先がなかなか見つからないなどの課題が考えられます。新潟県の専門アドバイザー派遣事業等を活用しながら、強度行動障がいを有する人への支援体制を検討します。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

[国の目標(令和8年度)]

- ■一般就労への移行者数:令和3年度実績の 1.28 倍以上
 - ○具体的には以下の支援事業ごとに令和3年度実績をもとに設定
 - ・就労移行支援事業: 概ね 1.31 倍以上
 - ·就労継続支援 A 型事業: 概ね 1.29 倍以上
 - ·就労継続支援 B 型事業: 概ね 1.28 倍以上
- ■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上
- ※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【本計画の目標】

		基準値	目標値	4-5-1
項目		令和3年度	令和8年度	考え方
一般就完	分移行者数	2人	5人	福祉施設の利用者のうち一般就 労した者の数
	就労移行支援事業 からの移行	1人	2人	※令和 3 年度実績の 2.5 倍
(内訳)	就労継続支援A型 事業からの移行	1人	1人	
	就労継続支援 B 型 事業からの移行	0人	2人	
就労移行				直近の就労移行支援事業所の数
者に占める一般就労へ移行		_	1か所	※一般就労へ移行した者の割合
した者の割合が5割以上の				が 5 割以上の事業所の割合:
事業所の数				100%
		1	. 明	

令和3年度を基準としながら、令和 4・5 年度の動向や今後の法定雇用率の上昇などを鑑 みて見込みました。事業者と関係機関が連携を図り、職場実習の受入れ企業の確保に努めま す。また、企業のニーズに合った訓練内容の検討を事業所へ働きかけるとともに、企業側に 対する障がいや障がい者の理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用や合理的配慮に 関する意識の醸成に努めます。

- ②就労定着支援事業の利用者数
- ③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

[国の目標(令和8年度)]

- ■就労定着支援事業の利用者数:令和3年度実績の 1.41 倍以上
- ■就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業 所の割合:2割5分以上
 - ※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【本計画の目標】

	基準値	目標値	** > -
項 目	令和3年度	令和8年度	考え方
就労定着支援事業利用者数	4人	6人	令和3年度実績の 1.50 倍
就労定着支援事業所の数	_	0か所	市内に就労定着支援事業所
うち、就労定着率7割以上 の事業所の数	_	0か所	の設置無し
		明	

就労から3年6か月のまでの期間に利用できるサービスであることから利用者の入れ替 わりがありますが、福祉施設から一般就労への移行する方の増加に伴い利用者が増加する ことを見込み、令和8年度の目標を6人と設定しました。

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

[国の目標(令和8年度末)]

- ■児童発達支援センターの設置:各市町村又は圏域に1か所以上
- ■全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築
- ■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上確保
- ■各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置
- ■各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
 - ※国の目標を基本とし、市の計画ではこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【本計画の目標】

項目	目 標
児童発達支援センターの設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推 進する体制	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの 確保	Oか所
医療的ケア児等に関する関係機関等による協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

考え方(想定される体制等)

児童発達支援センターについて、人員配置や実施場所などの課題が多く、設置は未定の 状況ですが、その必要性を含めて引き続き検討していきます。

障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制について、保育園・認定こども園などの育ちの場における家庭児童相談員や総合支援学校の特別支援コーディネーター等による保育所等訪問など、連携・協力して支援を行う体制の充実を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスに関しては、関係機関と連携し、支援対象者と利用ニーズの把握に努めます。

医療的ケア児等に関する関係機関等による協議の場として「医療的ケア児支援連絡会」を設置し、医療的ケア児コーディネーターの参画などにより、市内の連携体制の強化を図ります。

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

[国の目標(令和8年度末)]

- ■各市町村に基幹相談支援センターを設置
- ■地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- ■協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【本計画の目標】

項目	目 標
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 等を行うために必要な協議会の体制の有無	有

考え方(想定される体制等)

当市では、基幹相談支援センターを平成29年度に設置済みです。

基幹相談支援センターを中核として、自立支援協議会相談部会の場の活用、相談支援に関する研修や情報交換、事例検討を行うなど、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、個別事例の検討の場において地域における課題整理を行い、解決方法を検討するなど、地域のサービス基盤の改善に努めます。

本計画の相談支援体制に関する目標設定とあわせて、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のための活動指標(見込量)を設定し、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の推進を図ります。

また、自立支援協議会における個別事例の検討の場について、活動指標(見込量)を設定し、 地域サービス基盤の改善に努めます。

■活動指標(見込量)

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基草	全相談支援センター				
	相談支援事業所に対する訪問等による専門 的な指導・助言件数		550件	560件	570 件
	相談支援事業所に対する人材育 数	育成の支援件	35件	37件	40件
	相談機関との連携強化の取組の実施回数		105 件	110 件	115 件
	個別事例の支援内容の検証の実施回数		75 件	80 件	85 件
	主任相談支援専門員の配置数		2人	2人	2人
協調	議会における相談支援事業所の	実施回数	2 🛭	2 🛭	2 🛭
参画による事例検討		参加事業所・ 機関数	11 団体	11 団体	11 団体
6 -	・士怪切等のにかけて声明如今	設置数	4 部会	4 部会	4 部会
H7	立支援協議会における専門部会	実施回数	28 🗉	28 🗉	28回

確保のための方策

障がいのある人や家族などからの相談件数は増加傾向です。また、相談内容の多様化や 複雑化により、相談支援事業所などに対するサポートの必要性が高まっています。

そのため、引き続き基幹相談支援センターに主任相談支援専門員などの専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援を行います。また、自立支援協議会の専門部会である相談部会を活用するなど、地域の相談支援における関係機関の連携強化及び体制強化を図ります。

基幹相談支援センターにおける専門的職員として、令和5年度末において主任相談支援 専門員が2名配置となり、引き続き2人の配置を見込みます。

自立支援協議会相談部会において、協議会委員を含めた事例検討会を引き続き開催し、 地域における課題整理を行います。また、地域課題について、自立支援協議会及び各専門 部会において共有し、地域のサービス基盤の改善に努めます。

成果目標 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[国の目標(令和8年度末)]

■都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取 I 組を実施する体制を構築

【本計画の目標】

項目	目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する 体制の有無	有

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築のため、 下記の活動指標(見込量)を設定し、取り組みを行います。

■活動指標(見込量)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 ※県が実施する障がい福祉サービス等に係る 研修等への市職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審 査結果の共有	有	有	有

確保のための方策

担当職員は、障がい者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービスの利用 状況を把握し、サービスの充足度について、検証できるような知識を習得する必要がある 事から、都道府県や市町村が実施する研修会に積極的に参加します。毎年度において、2 人が受講することを目標とします。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、令和3年度から自立 支援協議会専門部会を活用して事業所等との共有を年1回実施しており、これを継続して 実施するとともに、より有効な方法について検討します。

第4章 活動指標 (サービスの見込量とその確保策)

障がい福祉サービス、相談支援、障がい児福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第6期計画(令和3年度~令和5年度)における利用状況を勘案して各サービス等の種類ごとに、第7期計画(令和6年度~令和8年度)の各年度における必要なサービスの見込量を設定し、その確保のための方策を定めて取り組みます。

第1節 障がい福祉サービス

1. 訪問系サービス

■サービスの種類とその概要

サービスの種類	概 要
	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗
居宅介護	濯などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助
	を行います。
	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより
	行動上著しい困難を有し常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せ
重度訪問介護	つ及び食事などの介護、調理・洗濯などの家事、並びに生活等に関する
	相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時の移動支援など
	を総合的に行います。
	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移
同行援護	動に必要な情報を提供とともに、移動の援護その他、外出する際の必要
	な援助を行います。
	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が
 行動援護	必要な方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外
门到汉政	出時における移動中の介護、排せつ及び食事など必要な援助を行いま
	ुवं 。
	常時介護を必要とする障がい者で意思疎通を図ることに著しい支障が
重度障がい者等	あり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は
包括支援	精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護など複数
	の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■利用実績

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	時間/月	計画	525	570	615
		実績	485	399	331
	人/月	計画	35	38	41
		実績	32	29	26
重度訪問介護	時間/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
同行援護	時間/月	計画	18	27	27
		実績	9	6	29
	人/月	計画	2	3	3
		実績	1	1	3
行動援護	時間/月	計画	6	12	12
		実績	0	0	0
	人/月	計画	1	2	2
		実績	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

点検·評価

居宅介護 入院生活から在宅に移るなどニーズの増加がありましたが、その反面、これまでの利用者がグループホームなどへ入所したことから、見込量と比較し実績は減少しました。実績が見込みを下回りましたが、引き続きヘルパーの確保が課題となっています。

同行援護 令和2年度に市内に事業所が開設され、利用実績が増加しています。

|行動援護| これまでの利用者が入所したため、その後利用実績がありませんでした。

各サービスについて、必要なサービスを提供できていますが、今後ニーズが増加した場合のサービス提供のために各サービス提供が可能な事業所・人員確保に努める必要があります。

■利用見込み(活動指標)

【見込量の考え方】

居宅介護 第6期計画期間中の実績を踏まえ、障がい者の親の高齢化なども見据えて 毎年2名の利用者の増加を見込みます。

<u>重度訪問介護・行動援護</u> 現状においてニーズはありませんが、長期的に1人の利用を 見込みます。

同行援護 近年介護保険の対象とならない高齢者の通院支援や人工透析患者の利用が増加傾向です。また、近隣市において新規事業所開設予定があることから、毎年1人の利用者の増加を見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	377	403	429
	人/月	29	31	33
重度訪問介護	時間/月	0	0	20
	人/月	0	0	1
同行援護	時間/月	37.5	45	52.5
	人/月	5	6	7
行動援護	時間/月	0	0	6
	人/月	0	0	1
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

確保のための方策

- ・同居家族の高齢化などにより、訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。利用も年々増加傾向と見込むことから、ヘルパーなどの人材確保に努めます。
- ・ヘルパーなどの人材確保策について、問題を抱えている事業所の実情把握を行いながら、福祉、教育、就労分野など幅広い関係機関で連携して手段を講じていきます。
- ・市外の事業所の情報を収集するなど、広域的な提供も含め、サービスの確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

■サービスの種類とその概要

サービスの種類	概要
生活介護	常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴・排せつ・食事の介護
	などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の場を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病等対象者に、事業所への通所又は自宅への
	訪問により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等
	に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
	【日中】知的障がい又は精神障がいのある人に、事業所への通所又は自宅
	への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営
自立訓練	むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行
(生活訓練)	います。
【日中·夜間】	【夜間】夜間や休日に、居室その他の設備を使いながら、家事等の日常生活
	能力を向上するための支援や生活等に関する支援・助言などの必要な支援
	を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡
(新設)	しを行います。
 就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力
机刀撑1]又1及	の向上を図るために必要な訓練を行います。
	一般企業などへの就労が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労す
就労継続支援	ることが可能な65歳未満の人に対し、期限を設けて生産活動やその他の
(A型:雇用型)	活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な
	支援を行います。
	一般企業などへの就労が困難な人で、就労移行支援事業などを利用しても
就労継続支援	雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などに、生産活動やその
(B型:非雇用型)	他の活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持に必要な支援を行いま
	す。
	就労に向けた一定の支援を受けて一般の事業所に新たに雇用された障が
就労定着支援	いのある人の就労の継続を図るために一定の期間、事業主や障がい福祉サ
	ービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で行われる
療養介護	機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の
	サービスを提供します。
短期入所	障がい者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護
	等を行います。

第4章 活動指標(サービス見込量とその確保策) 第1節 障がい福祉サービス

■利用実績

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人日/月	計画	1,458	1,566	1,692
		実績	1,332	1,371	1,666
	人/月	計画	81	87	94
		実績	75	77	85
自立訓練	人日/月	計画	22	44	44
		実績	0	0	0
(機能訓練)	人/月	計画	1	2	2
		実績	0	0	0
	人日/月	計画	156	187	218
自立訓練		実績	127	56	59
(生活訓練・日中型)		計画	10	12	14
	人/月	実績	9	4	5
	人日/月	計画	92	92	92
自立訓練		実績	44	50	35
(生活訓練·宿泊型)	人/月	計画	3	3	3
		実績	3	2	2
		計画	265	284	302
<u></u> -14 24 24 7-1 +1-12	人日/月	実績	167	98	122
就労移行支援	人/月	計画	14	15	16
		実績	9	6	7
	人日/月	計画	189	227	284
就労継続支援		実績	141	146	137
(A型·雇用型)	人/月	計画	10	12	15
		実績	8	8	7
就労継続支援 (B型·非雇用型)	人日/月	計画	1,795	1,881	1,967
		実績	1,732	1,836	1,883
	人/月	計画	105	110	115
		実績	105	116	111

第4章 活動指標(サービス見込量とその確保策) 第1節 障がい福祉サービス

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
4.光ウギナゼ		計画	5	7	7
就労定着支援	人日/月 	実績	3	3	5
库 羊 人-#	人日/月	計画	13	14	15
療養介護		実績	12	12	11
	人日/月	計画	134	152	170
短期入所		実績	88	78	62
	人/月	計画	23	26	29
		実績	18	16	15

点検·評価

<u>生活介護</u> 実績が見込み量を下回っていますが、施設入所と併せて生活介護の利用を 開始する利用者がいたことから利用実績が増加しました。

自立訓練(生活訓練) 実績が見込量を下回りました。有期限のサービスであり、利用期間が満了となり生活介護や就労継続支援B型事業に移行したことから、利用者が減少したことによるものです。

<u>就労移行支援</u> 実績が見込量を下回りました。有期限のサービスであり、利用者の入れ 替わりがあることや、就労に結び付いたことなどが要因として考えられます。

就労継続支援A型 市内には実施事業所はありませんが、近隣市の事業所を活用し、サービスの提供ができています。

就労継続支援B型 利用人数の実績が見込量を上回る年がありましたが、令和3年度に 新規事業所が開設されたことでサービスの提供体制が確保できています。

<u>就労定着支援</u> 有期限のサービスであり、利用者の入れ替わりもあることから見込み量を下回りました。

<u>全般</u> 市内外で新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、サービス利用の減少がみられる計画期間となりました。

■利用見込み(活動指標)

【見込量の考え方】

<u>性活介護</u> サービス利用者の重度化、高齢化による利用者の増加及び介護保険への移行による減少を想定し、毎年2人の増加を見込みます。また、施設入所者を毎年1人の増加と見込みます。

自立訓練(機能訓練) 現状においてニーズはありませんが、長期的に1人の利用を見込みます。

自立訓練(生活訓練・日中型・宿泊型)・就労移行支援・就労定着支援 有期限のサービスであることから利用者の入れ替わりがあります。令和5年度の実績(見込み)を踏まえ、令和6~8年度の各年度に同程度の利用者数を見込みます。

就労選択支援 令和7年10月から実施のため、令和7・8年度の就労継続支援B型の新規利用者3人を利用者として見込みます。

就労継続支援(A型) 毎年1人の新規利用を見込みます。

就労継続支援(B型) 総合支援学校卒業生の新規利用も想定し、令和6年度は4人、令和7年度及び令和8年度は3人の利用者の増加を見込みます。

サービスの種類		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サバク=#		人日/月	1,653	1,710	1,767
	生活介護	人/月	87	90	93
	うち、強度行動障がい	人日/月	399	418	437
	を有する者	人/月	21	22	23
	うち、高次脳機能障が	人日/月	38	38	54
	いを有する者	人/月	2	2	3
	うち、医療的ケアを必	人日/月	38	38	38
	要とする者	人/月	2	2	2
	自立訓練	人日/月	0	0	22
	(機能訓練)	人/月	0	0	1
自立訓練 (生活訓練·日中型)		人日/月	65	65	65
		人/月	5	5	5
	自立訓練	人日/月	34	34	34
	(生活訓練・宿泊型)	人/月	2	2	2

第4章 活動指標(サービス見込量とその確保策) 第1節 障がい福祉サービス

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	0	3	3
计分布十字	人日/月	136	136	136
就労移行支援	人/月	8	8	8
就労継続支援	人日/月	160	180	200
(A型·雇用型)	人/月	8	9	10
就労継続支援	人日/月	1,938	1,989	2,040
(B型·非雇用型)	人/月	114	117	120
就労定着支援	人日/月	5	6	6
療養介護	人日/月	11	11	12
短期入所	人日/月	80	90	100
(福祉型)	人/月	16	18	20
うち、強度行動障がい	人日/月	30	35	40
を有する者	人/月	6	7	8
うち、高次脳機能障が	人日/月	0	0	0
いを有する者	人/月	0	0	0
うち、医療的ケアを必	人日/月	10	10	10
要とする者	人/月	2	2	2
短期入所	人日/月	0	0	0
(医療型)	人/月	0	0	0

確保のための方策

住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、日中活動系サービスの確保が重要となります。市内事業所や関係事業者と連携し、市内において必要なサービスが提供できるよう取り組みます。また、強度行動障がいや医療的ケアを必要とする方等については、特に支援に専門性が求められることから、利用者や家族が希望する生活を送れるように、関係者で連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

新しいサービスである就労選択支援については、令和7年10月からの事業実施に向けて、事業内容についての情報収集や就労移行支援及び就労継続支援事業所への情報提供を行います。また、市内における事業実施について就労系サービス事業所へ働きかけを行うなど確保に努めます。

3. 居住系サービス

■サービスの種類とその概要

サービスの種類	概 要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人などを対象として、一人暮らしをする上での各般の問題の解決を図るために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同住宅に入居している人に、主として夜間・休日において、相談、入 浴、排せつ、食事の介護やその他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設の入所者を対象として、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の提供等、日常生活上必要な介護などを行います。

■利用実績

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	1 /日	計画	0	0	1
	人/月	実績	0	0	0
共同生活援助	1 / 🗆	計画	44	48	52
(グループホーム)	人/月	実績	45	49	51
施設入所支援	1 / 🗆	計画	43	44	45
	人/月	実績	41	42	51

点検·評価

施設入所支援 令和4年度に入所につながったケースが多く、令和5年度見込みでは、計画値を上回りました。介護保険施設の利用への移行や死亡による利用者の減少もありましたが、施設入所のニーズは、家族の高齢化に伴い増加傾向にあります。

■利用見込み(活動指標)

【見込量の考え方】

自立生活援助 現状においてニーズはありませんが、長期的に1名の利用を見込みます。 共同生活援助 ニーズはありますが、高齢化等による退所や、市内のグループホームに 空きがないことなどを考慮し、毎年2名の新規利用者の増加を見込みます。

施設入所支援 ニーズはありますが、高齢化等による介護保険施設への移行等を考慮し、 毎年1名の入所者の増加を見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	53	55	57
施設入所支援	人/月	52	53	54

確保のための方策

親亡きあとを見据えて、今後も居住系サービスのニーズが増加傾向にあると考えられます。関係事業者と連携し、自立した生活を希望する人など将来を見据えたニーズの把握に努め、市内における事業の新規実施につながる方策の検討や事業実施の働きかけを行うなど、地域において必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

4. 相談支援

■サービスの種類とその概要

サービスの種類	概 要
	障がい福祉サービスを新規に利用する障がいのある人を対象に、サービ
計画相談支援	ス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス利用継続のための定期
	的なモニタリング(見直し)を行います。
	障がい者支援施設等、児童福祉施設の入所者又は精神科病院に入院し
地域移行支援	ている人を対象に、地域生活に移行するための活動に関する相談支援
	を行います。
	居宅において単身で生活している障がいのある人、家庭の状況により同
地域定着支援	居家族の支援を受けられない障がいのある人を対象に、連絡体制の確
	保や緊急時に関する相談支援を行います。

■利用実績

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
1. 一种	l / 🖽	計画	54	57	60
計画相談支援	人/月	実績	55	56	60
地域移行支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	1	1
地域定着支援	│ 人/月 ├──	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

点検·評価

計画相談支援 障がい福祉サービスの利用者の増加に伴い、計画相談支援の件数は増加傾向にあり、実績が見込量を上回る年もありました。基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所が連携し、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画の作成やその後モニタリングなどを行っています。

<u>地域移行支援</u> 第6期計画における見込量は0人としていましたが、令和4年度から1 名の利用が開始されました。

<u>地域移行支援・地域定着支援</u>当市では、支援の度合いが高い人の入所が多いことから各支援につなげることが難しい状況ですが、国の地域生活への移行に関する動向を踏まえ、地域移行に関する研修会の参加など相談支援専門員の資質向上を図る必要があります。

■利用見込み(活動指標)

【見込量の考え方】

計画相談支援 サービス利用者の増加、高齢化による障がい福祉サービスの利用終了などを想定し、毎年1名の利用者の増加を見込みます。

地域移行支援 令和5年度に1名が、地域移行支援事業を利用し、地域生活へ移行しました。今後も長期入院者などの地域移行が見込まれることから、毎年1名の利用者を見込みます。

<u>地域定着支援</u> 現状においてニーズはありませんが、今後地域移行を進めるなかで必要になると想定されることから、令和8年度に1名の利用を見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	56	57	58
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

確保のための方策

適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう基幹相談支援センターと連携し、継続して相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

第2節 障がい児福祉サービス

1. 障がい児支援

■サービスの種類とその概要

サービスの種類	概 要
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行いま す。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に対し、放課後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで、障がい児通所支援を利用することが著しく困難 な児童に対して居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指 導、知識技能の付与などの支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成及びサービス利用継続のための定期的なモニタリング(見直し)を行います。

■利用実績

サービスの種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	10/8	計画	6	6	8
旧辛及法士授	人日/月	実績	14	21	22
児童発達支援 	l / 🖯	計画	3	3	4
	人/月	実績	3	5	3
		計画	375	435	480
放課後等	人日/月	実績	403	427	497
デイサービス	人/月	計画	25	29	32
		実績	31	34	40
	人日/月	計画	0	0	0
// 安配 华		実績	0	2	2
保育所等訪問支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	1	1
	1 0 / 0	計画	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	実績	0	0	0
	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
『辛も』、1日+□=火 → +巫		計画	6	7	8
障がい児相談支援 	人/月	実績	9	9	10

点検·評価

<u>児童発達支援</u> 市内には事業所がありませんが、早期療育の観点から個々の特性に合わせて市外の事業所を選択し、利用する児童が増加しています。

放課後等デイサービス 学校の特別支援学級に在籍している児童が安心して過ごせる場所、療育の場としてニーズがあり、市内事業所のほか、市外事業所の利用が増加しました。

保育所等訪問支援 令和4年度に市外事業所において保育所等訪問支援事業が開始 されたことにより、支援の幅が拡大しました。

障がい児相談支援 利用人数の実績が見込量を上回りましたが、相談体制は確保できました。

■利用見込み(活動指標)

【見込量の考え方】

<u>児童発達支援</u> 就学までの発達支援の場の重要性及び乳幼児健診後や保育園等からのつなぐ先としてのニーズの高まりを考慮し、利用者の増加を見込みます。

<u>放課後等デイサービス</u> 令和3~5年度の利用状況及び児童発達支援の利用者(未就学児)が就学後に利用することを考慮し、毎年度利用者が増加するものと見込みます。

保育所等訪問支援 令和5年度の利用状況及び今後の新規利用を想定して2人の利用 を見込みます。

居宅訪問型児童発達支援 現状において利用実績及びニーズが無いことから見込量を 0とします。

<u>障がい児相談支援</u> 各サービスのニーズの増加とともに相談支援も必要になることから利用者が増加するものと見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人日/月	30	40	50
児童発達支援	人/月	6	8	10
放課後等	人日/月	598	663	741
デイサービス	人/月	46	51	57
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2
居宅訪問型	人日/月	0	0	0
児童発達支援	人/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	13	14	15

確保のための方策

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、ニーズの高まりがありますが、市内の 事業所では提供体制の確保が難しく、市外の事業所を活用しています。今後も、市内 における事業実施について働きかけを行うとともに、市外の事業所の情報を収集し、 広域的に必要なサービスの確保に努めます。

2. 医療的ケア児等コーディネーターの配置

■支援の種類とその概要

支援の種類	概 要
	人工呼吸器を装着しているなどの医療的ケアを必要とする障がい
医療的ケア児等に関する	のある児童が、地域において必要な支援を受けられるよう、コーデ
コーディネーターの配置	ィネーターを配置し、保健、医療、福祉等の支援を行う機関との連
	絡調整を行います。

■実績

支援の種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)				
医療的ケア児等に関する		計画	1	1	1				
コーディネーターの配置	人	実績	0	1	1				
占檢∙誣価									

令和3年度に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として「医療的ケア児支援連絡会」を設置し、令和4年度にその連絡会に参画している構成員において医療的ケア児コーディネーター養成研修を受講したことから1名の配置となりました。

■見込量(活動指標)

【見込量の考え方】

医療的ケア児等コーディネーターの1名配置を見込みます。

支援の種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	1	1	1

確保のための方策

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することで、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するなど、総合的かつ包括的な支援の提供を行います。また、コーディネーターの医療的ケア児支援連絡会の参画により、情報の共有や地域における課題整理を行うなど、医療的ケア児等に対する支援の推進を図ります。

第3節 発達障がい者等に対する支援

■支援の種類とその概要

支援の種類	概 要
支援プログラム ・ペアレントトレーニング ・ペアレントプログラム	・ペアレントトレーニング:保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムです。 ・ペアレントプログラム:保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での最初のステップとして開発されたプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援 に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
ピアサポート	同じような立場の人が、自分の経験をもとに相談などのサポートを 行うことです。

■実績

支援の種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム	ı	計画	0	0	1
等の支援プログラム等 の受講者数	\	実績	19	7	6
ペアレントメンター	I	計画	0	0	1
の人数	入	実績	0	0	0
ピアサポート活動への	ı	計画	0	0	0
参加人数	人	実績	0	0	0

点検·評価

支援プログラム等の参加人数 令和3年度より生涯学習課(令和5年度~文化スポーツ課)における家庭教育支援事業として「ペアレントトレーニング講座(全3回)」を実施し、受講者数の実績が見込量を上回りました。

ペアレントメンターの人数 ペアレントメンターの養成研修等は実施しておらず、ペアレントメンターの養成はできませんでした。

ピアサポート活動への参加人数 ピアサポート活動の実施はありませんでした。

■見込量(活動指標)

【見込量の考え方】

支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者) 令和6年度以降もペアレントトレーニング講座の実施を継続することとし、令和5年度の参加者数及び実施者数の実績をもとに各年度12人と見込みます。

ペアレントメンターの人数 現状、ペアレントメンターの養成研修等は実施しておらず、ペアレントメンターの養成は難しい状況のため、0人と見込みます。

ピアサポート活動への参加人数 ピアサポート活動の実施予定はないため、O人と見込みます。

支援の種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等 の受講者数(保護者)及び実施者 数(支援者)	人	12	12	12
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

確保のための方策

支援プログラム等の受講者数及び実施者数 令和3年度から実施しているペアレントトレーニング講座を令和6年度以降も実施を継続します。

ペアレントメンターの人数 市でペアレントメンターを養成する予定はありませんが、必要に応じて県の「ペアレントメンター派遣事業」の活用を検討します。

ピアサポートの活動への参加人数 市でピアサポート活動を実施する予定はありませんが、関係機関と連携を図りながら、相談支援やニーズに合ったサービス提供などを行います。

第4節 地域生活支援事業

(1)理解促進研修·啓発事業

【事業内容】

障がいのある人等が日常生活、社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人等の理解を深めるよう研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

		実績		見込み			
項目	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
事業の実施の有無	有	有	有	有	有	有	

【点検·評価】

・自立支援協議会における講演会開催のほか、ユニバーサルスポーツ交流大会及び 障がい者スポーツ普及・理解促進事業として「ボッチャ講習会」「ユニバーサルボッ チャ大会」を開催しました。また、生涯学習支援事業の一環として、障がいの有無 に関わらず、参加者が種目等を通して共に活動を楽しむ学習機会の提供を行うな ど、障がいや障がいのある人への理解を深めることができました。

【実施の考え方・確保のための方策】

・引き続き、講演会等の開催やパラスポーツの普及啓発・広報活動、生涯学習支援 事業の実施など、地域住民における障がいや障がいのある人に対する理解を深め るための働きかけを行います。

(2)自発的活動支援事業

【事業内容】

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援します。

		実績		見込み			
項 目 	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
事業の実施の有無	有	有	有	有	有	有	

【点検·評価】

・障がい者団体(8団体)による自発的な活動を支援しました。

【実施の考え方・確保のための方策】

・障がいのある人が自発的に活動している障がい者団体への支援を継続し、障がい のある人の社会参加を促進します。

(3)相談支援事業

【事業内容】

障がい者相談支援事業 地域の障がいのある人の福祉に関する疑問や課題に対し、本人やその保護者又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめとした障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

基幹相談支援センター 総合的な相談を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

基幹相談支援センター等機能強化事業 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援従事者の人材育成、助言・指導、ネットワーク構築を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人など に、入居に必要な調整等の支援を行います。

14	に、人間に必安は調金寺の文族を打いより。							
事業·項目			実績		見込み			
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	相談支援事業							
	障がい者相談支援窓口数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
	基幹相談支援センター設置 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	基幹相談支援センター等機 能強化事業の実施	有	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業の実施	無	無	無	有	有	有	

【点検·評価】

- ・小千谷市障がい者基幹相談支援センターが中核となり、市内の相談支援事業所 に対する指導や助言、困難ケースの伴走支援を行っており、相談支援専門員の資 質向上を図っています。
- ・令和3年度はコロナ禍の影響があり、病院や施設の面会などの制限により相談件数は減少しましたが、令和4年度以降は再び増加傾向となっています。
- ・住宅入居等支援事業については、実施を見込んでいましたが、サービス利用はありませんでした。

- ・相談件数の増及び相談内容の多様化・複雑化に対応するため、引き続き、基幹相 談支援センターを中核として、研修を実施するなど相談支援専門員のスキル向上 を図ります。
- ・障がい者相談支援事業により、障がいに関して気軽に相談できる場所を確保し、 障がいに関するあらゆる相談に対して必要な支援を行います。
- ・自立支援協議会の専門部会である相談部会を活用するなど、市内の相談支援に 係る課題解決及び関係機関における連携強化を図ります。

(4)成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人で、後見人等の報酬等必要となる経費のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合、経費の全部又は一部を補助します。

		実績		見込み			
項目	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
成年後見制度利用支援事 業実施件数	3 件	2 件	1件	2 件	3 件	3 件	

【点検·評価】

・当市では、①市長による審判請求の支援②審判等に要する費用等の助成 が事業 内容で、高齢者と障がいのある人の権利を保護することを目的としています。前期 計画期間中の実績は、全て②の費用等の助成でした。前期計画期間中は、助成の申 請件数が減少しましたが、家族の高齢化や家族関係の希薄化などを要因に成年後 見制度等の必要性は高まっていく見込みです。

【実施の考え方・確保のための方策】

- ・引き続き事業を実施し、事業の周知に努めます。
- ・成年後見制度の内容や必要性についての理解促進のための方策を検討します。
- ・関係機関と連携し、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、相談員を通じて、必要となる人への制度に関する説明や手続き等の支援を行ないます。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制 を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

		実績		見込み			
項目	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
成年後見制度法人後見支 援事業の実施	有	有	有	有	有	有	

【点検·評価】

・小千谷市社会福祉協議会において法人後見を実施しており、法人後見事業運営委員会に参画するなど、活動支援を行いました。法人後見の実施について、他の法人からの相談などはありませんでした。

- ・引き続き、社会福祉協議会の活動が安定的に実施できるよう支援を行います。また、法人後見事業の実施により、成年後見のノウハウを蓄積・共有していくとともに、中核機関の整備についても検討を行います。
- 市民ニーズに対応できる市内の法人後見事業の体制について検討を行います。
- ・新たに法人後見事業の実施の相談があった場合は、研修受講を支援するなど立ち 上げ支援を行います。

(6)意思疎通支援事業

【事業目的】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、障がいのある人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行うなどの支援を行います。

		実績		見込み			
事 業	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
手話通訳者·要約筆記者派遣 事業 実利用件数	38件	44 件	70件	60件	60件	60件	
手話通訳者設置事業 窓口設置者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

【点検·評価】

- ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で講演会の開催が中止となるなど、派遣事業の利用件数が減少傾向でしたが、令和5年度は講演会等の開催が再開され、派遣件数は増加しました。
- ・令和5年度末時点で手話通訳者の窓口設置はしていませんが、令和4年度から手話通訳に対応するためのタブレット端末を市役所の窓口に設置しました。

- ・派遣事業を着実に実施するため、手話奉仕員の養成を計画的に行うなど、聴覚障がいのある人の意思疎通を円滑にできるようサービス量の確保に努めます。
- ・手話通訳者を窓口に設置する予定はありませんが、市役所での手続きにおける意思疎通を円滑にするために手話通訳に対応したタブレット端末を引き続き設置します。

(7)日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度の障がいがある人などに対し、日常生活や介護を容易にするために日常生活用具及び住宅改修費の給付を行います。

給付の種類	内 容
介護·訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、 訓練用の椅子などの訓練に用いる用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、 食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、在宅療 養などを支援する用具
情報·意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通 などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの排せつ管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住 宅改修を伴うもの

		実績(件)		見込み(件)			
給付の種類	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護·訓練支援用具	0	0	1	1	1	1	
自立生活支援用具	2	3	6	3	3	3	
在宅療養等支援用具	8	1	2	4	4	4	
情報·意思疎通支援用具	1	2	1	2	2	2	
排せつ管理支援用具	580	556	600	550	550	550	
住宅改修費	2	0	1	1	1	1	

【点検·評価】

・年度により申請の増減がありますが、必要な人へ給付することができました。

- ・引き続き事業を実施し、障がいのある人の日常生活の自立や社会参加を支援するため、関係機関と連携して必要な人への支給に努めます。
- ・必要な人に支援が行き渡るように事業周知に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚に障がいがある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するために、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

	実績			見込み			
種 類	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
手話奉仕員養成研修 修了者数	5人	0人	4人	0人	3人	0人	

【点検·評価】

・隔年で手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程を交互に実施しました。入門課程と基礎課程の修了をもって養成研修の修了となり、令和4年度は入門課程の実施年度であったことから修了者数が0人となっています。

【実施の考え方・確保のための方策】

- ・意思疎通支援事業のサービス提供に必要となる手話奉仕員数を確保するために 今後も手話奉仕員養成講座を開催していきます。
- ・受講者となる市民に手話への関心を持ってもらえるように、広報誌等による啓発活動を通じて、手話による意思疎通支援に対する理解を促進します。

(9)移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、通院など社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

出次と小株石動でこの住名を加めたのの外間の内がの行動と人族との方。							
事 業			実績		見込み		
	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	1 令和 E度 8年度 0 人 20 人
移動支援事業	実人	21人	18 人	15 人	20人	20人	20人
	延時間	536.5	499	450	535	535	535
	一一一	時間	時間	時間	時間	時間	時間

【点検・評価】

・令和4年度に利用者が施設入所したことから、実利用者数及び利用時間は減少 しました。

【実施の考え方・確保のための方策】

・自立を目的とし、休日の外出支援等の今後利用ニーズが高まることが予測されます。利用者の増加も見込まれることからサービスを提供するヘルパーなどの人材確保に努めます。

(10)地域活動支援センター事業

【事業内容】

基礎的事業 障がいのある人を対象に、日中活動の場や居場所を提供するとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の機会の促進などを行います。

機能強化事業 基礎的事業に加え、手厚い人員配置や機能訓練などのサービスを実施することで、センターの機能強化を図ります。

			実績			見込み		
	事 業	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ţ	地域活動支援センタ	7ー事業						
	基礎的事業 (市内)	人数	30人	29人	26人	30人	30人	30人
	機能強化事業 (市外)	人数	8人	8人	8人	8人	8人	8人

【点検·評価】

- ・市内1か所(さつき工房)において、基礎的事業を実施していますが、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の地域活動支援センターの利用が減少傾向となりました。
- ・機能強化事業として、市外2か所における事業の利用がありました。
- ・市内の事業所に加え、障がいのある方の生活場所に応じて市外の事業所を広域的 に活用することで、サービスを提供することができています。

- ・コロナ禍も落ち着き、再び日中の居場所としてのニーズが高まりつつあります。引き続き、市内の事業所及び関係機関と協力しながら市内での活動の場の拡大や活動内容の充実に努めます。
- ・障がいのある人の生活場所により、市外の事業所も活用しながら利用者のニーズへ の対応に努めます。

(11)任意事業

(1)~(10)までの市の必須事業のほか、当市では任意事業として以下の事業を実施します。

事 業	内 容
訪問入浴サービス	訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の 身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場(施設における預かり・見守り)を確保し、家族の就労支援や介護者である家族の負担軽減を図ります。
自動車免許取得· 改造助成	自動車の免許取得や改造のための費用の一部を助成します。
更生訓練費給付	就労移行支援や自立訓練を利用している低所得の障がいのある人が、訓練を受けるために必要な費用の一部を助成します。

		実績			見込み		
事業の種類	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス	回/月	0	0	0	8	8	8
日中一時支援	回/月	186	169	104	120	120	120
	人/月	45	41	26	30	30	30
自動車免許取得費助成	人	2	0	1	2	2	2
自動車改造費助成	人	2	0	1	2	2	2
更生訓練費給付	人	14	14	13	17	17	17

第4章 活動指標(サービスの見込量とその確保策) 第4節 地域生活支援事業

【点検·評価】

|訪問入浴サービス | 令和元年度以降、新規利用者がいませんでした。

日中一時支援 令和4年度末に事業を休止した市内事業所があったことから、利用者 が減少しました。

自動車免許取得・改造助成 実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進するための一助となりました。

<u>更生訓練費給付</u> 就労移行支援事業及び自立訓練事業(生活訓練)の利用状況と連動しています。近年の利用は横ばいとなっています。

【実施の考え方・確保のための方策】

・各任意事業について、ニーズを把握するとともに、適切なサービス利用を行います。 <u>訪問入浴サービス</u> 現状においてニーズはありませんが、利用を見込み、必要なサービスの提供を行います。

日中一時支援 生活介護事業や放課後等デイサービス事業など別の事業利用に伴い、利用が減少傾向ですが、引き続きニーズに対し、障がいのある人の安心できる居場所を提供します。

自動車免許取得・改造助成 引き続き事業を実施することで、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

<u>
更生訓練費給付</u> 就労移行支援事業及び自立訓練事業(生活訓練)の利用と連動することを想定して利用を見込み、訓練に必要な経費の一部を給付します。

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

令和8年度における目標を「成果目標」とし、令和6年度から8年度までの各年度のサービスの見込み量を「活動指標」として、PDCAサイクル※に沿って事業を実施し、毎年小千谷市地域自立支援協議会において各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検評価を行い、評価に基づく改善を行います。

※PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施するものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次の ステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

2 関係機関との連携

障がい福祉・障がい児福祉の施策については、保健、医療、福祉、教育、就労、 生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野に おける関係各課と連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図りま す。

また、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら施策を推進していく必要があるため、小千谷市地域自立支援協議会の活動などを通じた各関係機関との連携強化を図ります。

資料編

- (1) 小千谷市地域自立支援協議会設置要綱
- (2) 小千谷市地域自立支援協議会委員名簿

小千谷市地域自立支援協議会

(1)設置要綱

小千谷市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月10日告示第116号 最終改正 令和2年3月27日

(設置)

第1条 本市は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業等の障害福祉施策の効果的な実施を図るため、小千谷市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(職務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となったこと への対応に関すること。
- (3) 障害者が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発又は改善に関すること。
- (4) 本市の委託を受けた指定相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (5) 本市の障がい者計画及び障がい福祉計画の進 捗状況の評価(計画の見直しを含む。)に関するこ と。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消の推進(相談、 紛争の防止及び解決)に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、14人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医療機関を代表する者
 - (2) 障害福祉サービス事業を行う者
 - (3) 教育関係機関又は就労関係機関に所属する者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 障害者団体の代表者、障害者又は障害者の家 族
 - (6) 公募による市民
 - (7) その他市長が適当と認める者
- 2 協議会に専門の事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が 招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者 の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めるこ とができる。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を 他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。 (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に 関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則

(略)

(2)委員名簿

任期: 令和 3 年 5 月 1 日~令和 6 年 4 月 30 日 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分	氏 名	所属等	備考
学識経験者	山本 潔	小千谷市魚沼市医師会	会長
	小林 加代子	小千谷商工会議所	
	滝沢 敬一	長岡公共職業安定所小千谷出張所	
即位四件	佐藤 浩一	小千谷小学校	
関係団体	若林 靖人	小千谷中学校	
	高橋 豊	総合支援学校	
	羽鳥 成彰	小千谷市社会福祉協議会	
	南雲 直美	肢体不自由児・者父母の会	
当事者団体	阿部 むつ子	手をつなぐ育成会	
	渡辺 薫	精神障害者家族会	副会長
事業者	名古屋 扶佐子	ワークセンター小千谷さくら	
尹未白	野澤・敏	(福)小千谷北魚沼福祉会	
公募による市民代表	杵淵 徹		
女子によるこれで	堀澤 京子		

第7期小千谷市障がい福祉計画 第3期小千谷市障がい児福祉計画

発行日:令和6年3月発行:小千谷市福祉課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

電話(0258)83-3517 FAX(0258)83-4160

E-mail fukushi@city.ojiya.niigata.jp